

青森県公共事業再評価等審議委員会委員公募要領

(趣旨)

第1 この要領は、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第4第1項第5号に規定する委員の公募に関して必要な事項を定めるものである。

(募集人数)

第2 公募により募集する委員(以下「委員」という。)の人数は、1名とする。

(応募資格)

第3 応募者の資格は、県内に在住する満20歳以上の者であって、青森県公共事業再評価等審議委員会に出席できる者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員並びに国家公務員(独立行政法人の職員を含む)及び地方公務員(地方独立行政法人の職員を含む)
- (2) 公共事業に携わる者
- (3) 青森県公共事業再評価等審議委員会の公募委員経歴のある者

(応募方法)

第4 応募者は、次の書類を、企画政策部企画調整課へ提出するものとする。

- (1) 青森県公共事業再評価等審議委員会委員公募申込書(別紙様式)
- (2) 公共事業に関する小論文

(募集期間)

第5 募集期間はおおむね1ヶ月とする。

(審査会)

第6 応募者を審査し、委員候補者を選考するため、企画政策部長は、青森県公共事業再評価等審議委員会委員公募審査会(以下「審査会」という。)を開催するものとする。

2 審査会は、企画政策部長、企画調整課に係る事務を整理する企画政策部次長(以下「企画政策部次長」という。)、企画調整課長及び企画調整課長が指名する企画調整

課の職員をもって構成する。

3 審査会は、企画政策部長が主宰する。

4 審査は、応募者から提出された書類について、次の観点から、別表に定める配点基準に基づき行うものとする。

(1) 意欲・熱意 (応募の動機)

(2) 論理性 (論理的な議論が期待できるか)

(3) 客観性 (客観的な議論が期待できるか)

(4) 公共事業への関心度 (積極的な議論が期待できるか)

(5) 利用者の視点 (利用者の視点に立った議論が期待できるか)

(選考結果の通知)

第 7 企画政策部長は、選考結果を応募者に通知するものとする。

(その他)

第 8 この要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、企画政策部長が定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

別表 (第 6 関係)

配点基準	配点
特に優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点